

radical chic

辺野古新基地建設阻止の闘いに連 帯し、日米の軍事植民地支配から の自立解放を求める沖縄人民の闘 いに応え、日本国家解体・環太平 洋圏人民連帯秩序を構築しよう！

無法国家の自治破壊攻撃に立ち
向かう翁長県政

憲法を蹂躪して戦争法を強行
成立させた安倍政権は、無法の
限りを尽くして沖縄人民の闘い
を押し潰そうとしている。

10月13日、翁長知事は「埋立
承認に法的瑕疵あり」とする第
三者委員会の結論を踏まえて仲
井真前知事の埋立承認を取り消
した。これに対し沖縄防衛局は
14日国交相に行政不服審査法に
よる審査請求と取消処分執行の
停止を申し立てた。沖縄防衛局

が、「私人」になりすまして同じ
内閣の国交相に申し立てるとい
う法の趣旨を捻じ曲げた茶番劇。

日弁連会長声明や行政法学者93
人の声明など多くの批判を無視
し、27日国交相は翁長知事の埋
立承認取消処分の執行停止を決
定した。同時に、知事の取消処
分は違法として地方自治法上の
代執行手続きを開始(11月17日に

福岡高裁那覇支部に代執行訴訟
を提起)。地方自治法245条8
では「他の手段で是正を図るこ
とが困難」な場合に限り代執行
手続きを認めている。国交相は

沖縄防衛局の審査請求を認めて
「取消処分違法」の裁決をすれば、
「是正を図る」ことが可能だ。さ
らに2000年の地方自治法改

正で新たに設けられた代執行を
前提としない審査制度の手続き
を飛び越えて、いきなり代執行
に向けた「是正勧告」から始めた。

ここにも安倍政権のなりふりか
まわぬ姿勢が現れている。無理
筋の法解釈を重ねた強権的な自
治破壊攻撃だ。26日に菅官房長
官が首相官邸で新基地建設予定
地に隣接する久辺3行政区(久
志区・辺野古区・豊原区)の区

長と面会して、振興事業費30
00万円を名護市を通さずに直
接交付することを伝えたことも、
露骨な地域分断、自治破壊攻撃

だ。行政区は名護市内に55あり、
区長も公選ではなく町内会組織
に近い。地元紙はこれを「平成
の『弁務官資金』」と報じた。1

959年度から1972年度ま
で続いた「高等弁務官資金」は
沖縄が米軍政下にあった時代に
遡る「懐柔政策」であり「占領
地における宣撫工作資金」(池宮
城秀正明大教授の論文「GARIOA
後の琉球列島に対する米国援

助)。条件付き基地建设容認の3区長」とマスコミは報じたが、その後3区長は「条件付き容認」を否定している。29日、沖縄防衛局は「取消処分執行停止」を受けて辺野古の海と陸の作業を再開した。30日には代執行訴訟を見据えて福岡高裁那覇支部の判事の首を、強権的な訴訟指揮の実績のある人物にすげ替えた。戦争法案を通すために内閣法制局長官の首を外務官僚にすげ替えたのと同じ手法だ。昨年からは海保も機動隊も沖縄県外の応援部隊を投入しているが、11月4日からは警視庁機動隊の精鋭部隊160名をゲート前警備に配置させた。

「抵抗」

翁長雄志氏が沖縄県知事に就任してから1年経ったいま、辺野古新基地建设の情勢は沖縄県にとって最大の正念場を迎えている。知事が就任当初から言っていたとおり、知事の持つ権利を最大限に行使して、何としても「辺野古に基地は作らせない」。2013年に仲井眞前知事

安倍政権の自治破壊攻撃に対し、翁長県政は法的手段を駆使して立ち向かっている。11月2日、国交相による執行停止決定に対する審査請求を国地方係争委員会に申し立てた。そして近日中にも国交相の決定を違法として抗告訴訟を提起する予定だ。12月2日の代執行訴訟第1回公判には翁長知事自身が出廷して埋立承認取消処分の正当性を訴える。

日米同盟の「崩壊」「覆滅」に恐怖する安倍政権

11月17日に提起された代執行訴訟の国側書面には安倍官邸の

杉村 公平

翁長雄志氏が沖縄県知事に就任してから1年経ったいま、辺野古新基地建设の情勢は沖縄県にとって最大の正念場を迎えている。知事が就任当初から言っていたとおり、知事の持つ権利を最大限に行使して、何としても「辺野古に基地は作らせない」。2013年に仲井眞前知事

危機意識が赤裸々に吐露されている。辺野古新基地建设が頓挫することがいかに甚大な「不利益」をもたらすかが縷々述べられているのだが、とりわけ日米関係に与える影響の大きさを異様なまでに強調している文章が目を見張る。例えば「国家間の約束事を反故(ほご)にする事態になれば、これまでの交渉、協議調整を通じ培われてきた米国のわが国に対する信頼は一挙に失墜しかねない。」「米国の信頼関係に亀裂を生じさせ、崩壊させかねない。」「米国の信頼を根こそぎ覆滅させるものである。」「といった具合だ。この異様に誇張された表現に、日米同盟の安

泰を願う安倍官邸と外務官僚、防衛官僚が心底恐れ慄いている様子が想像できる。

11月15日から展開された「島ぐるみ会議」の第二次訪米要請行動は、「普天間は沖縄の意思に反して造られた基地だ。米政府も当事者だ。」という声をオバマ政権に突きつけた。1200人でシユワブの工事用ゲートを終日封鎖した歴史的な闘いの翌日、19日には浦添市の在沖総領事館前に500人が集まり、辺野古反対の民意を「小さな問題に過ぎない」と発言したジョエル・エレンライク在沖総領事に発言の謝罪と撤回を求めた。20日は北中城村のキャンプ瑞慶覧在沖

服として3月同様、国家機関でありながら自らを「私人」と見立てて行政不服審査法を悪用し、根拠となる法律を管轄する国土交通省に審査請求と効力停止の訴えを起こした。これに対して国交省は知事の効力を無効にし、さらに埋め立て承認取り消しの是正勧告という圧力をかけ代執行訴訟にまで発展させてきた。現場では承認取り消しを受け止まっていた工事が暴力的に再開された。本土からは警視庁

の機動隊が動員され、毎朝工事用ゲートに座り込みをしてスクラムを組んでいる市民らに暴力を振るい、暴言を吐き、国家(警視庁)やヤマトンチュがウチナンチュの人権をないがしろにして差別する姿勢がはっきりと現れている。工事に關しては全く違法であるにもかかわらず。つい先日、辺野古に行ってきたのだが、偶然にもゲート前の座り込み開始から500日目の11月18日に滞在が重なった。毎

米軍司令部の石平ゲート前に500人以上が集まり、嘉手納基地も含めた「全基地撤去」の声も上がった。日米両政府が恐れていた事態が現実化しつつある。「戦争法制の実行の現場が辺野古。戦争になれば沖縄が島ごと消える。そんなことをさせてはならない。その思いのある人は、遠慮なく現地に来て欲しい。そして辺野古の闘いを全国に広げてほしい。」(11月21日の京都集会での山城博治さんの発言) — この熱い檄に込め、辺野古に駆けつけよう！新基地建设を頓挫させ、日米同盟を「崩壊」させ、「覆滅」させようではないか！

週水曜日の議員行動に合わせて全県に早朝行動への参加が呼びかけられ、約1200人がゲート前に集結して終日工事車両の進入を阻止し、県警や機動隊が介入し市民を排除することもなく、人のチカラで工事を「止めた」画期的な日であった。現場に居合わせて、やはり沖縄は70年前の沖縄戦を基点に、その後の歴史の流れとともに「獲得してきた」民主主義、市民だけではなく議員も一緒になってスクラ

ムを組み、権力に自らの民意を示し「抵抗」する。議会制や代議制を超えた、いわば直接民主主義的な、それぞれが主体性を自覚し「沖縄の未来は沖縄が決める」というまさに自己決定権の形成、本土との民主主義の質の違いを大いに感じた。

現場で指揮をとる沖縄平和運動センター議長山城博治氏が県警・機動隊の中隊長に名指しで向かって沖縄県警をよけて前

学生運動の位置付けを考える(1)

神田 月

8月9月の安保関連法での運動は大きな盛り上がりを見せた。情勢的に動かざるを得ないといった風に活動家以外の人々も多く集まりデモのたびに国会前は民衆で溢れかえった。ひとたび警察による規制線が敷かれればはね退け、文字通り鉄柵粉砕闘争が随所で行われた。ただそれが手段でなく目的化していたのも事実だ。とはいえ、まず民衆の空間を確保する事は重要で、そこから権力者との闘いがようやく始まるのである。鉄柵内での抗議行動など論外だ。何も変

面に立ち市民に暴力を振るう警視庁に抗議したときの言葉が印象的だった。「沖縄県警としての誇りはないのか？なんでヤマトに舐められなければならないのか」と訴えていた。99%のヤマトンチュに対して1%のウチナンチュ。いつの時代も、「数の論理」で政治を動かし、多数派のヤマトンチュの専制でもって少数派の沖縄を差別してきたことは事実である。東京でも辺野

える事など、少なくとも議会を根底的に動かす事など到底叶わない。なるほど、鉄柵を押し回ける事はわかった。ではその後どうすれば良いのか。あるいはそれを常態化するにはいかなる戦略が必要か。答えはいったってシンプルである。

ここ最近、学生先駆性論という言葉をチラッと目にする事がしばしばある。それは、学生が政治の場によく出てきた、待ってたという期待や希望的なものでない。大人たちに持ち上げられて盛り上がる、そんな

古新基地の反対する運動が活発になってきているが、安保法案成立後から来年の参議院選挙にむけた市民運動がまさに「数の論理」であり、それが少数者に對する応答ではないことの認識がまったくないことに憤りを覚える。安保法案成立過程で見えたはずの議会制の機能不全。沖縄の辺野古新基地問題に限って言えば、たとえば共産党にしても民主党にしても、それに対する

い子ちゃん学生運動ではなく、主体的に。いやむしろ、大人たちに噛み付く位の勢いがあったるべきものだ。一緒に仲良くしましよなねじやなく、さあ付いて来い。そのくらいのが概ね学生運動には必要ではないだろうか。それが最も美しい。やれやれ、ここ最近の日本の学生運動には見られないものだったりして嘆かわしいものだ。いや待て、諦めるのはまだ五億年早い。理屈的にはもう一度作り直せばいいだけの話ではないか。実践していくのは難しい言い方だ。そこらで仕方がない。そんなもの行動に起こす前から諦めるようなものだ。

私は沖縄辺野古のような直接

言及は、新基地建設を反対する沖縄の民意に沿うものではない。SAND、やそれを支持する人たちが代表的なように「自分の生活さえ保障されれば」と、保守でしかない本土の大多数が、結局のところ主体性のあいまいさもあつて権力に運動が回収されてしまふところが、欺瞞的な民主主義を形成している元であると思う。いま重要なことは、多数派の専制を防ぎ少数派を見捨

行動を断固支持し、東京でもその運動を巻き起こしたい。国会前を24時間体制で占拠することだつて決して不可能ではない。やろうと思えば出来てしまふだろう。無論、ただ闇雲にやるだけではない。香港のいわゆる雨傘革命では学生が前に前に出て行って結果周りの大人たちが支援し、運動として強力なものと進化していった。台湾の立法院占拠でも国会に突入する学生を守る為に民衆が何重にも国会を囲んだ。こうして学生が先に出て、直接行動すれば、後に続く人はわんさか出てくることとが東アジアの学生運動において証明された。それは、国家機能を停止させることも出来てし

てることなく、そして膨大なカンパニア運動を超えて沖縄の辺野古キャンブシユワブゲート前の座り込みに見られるような体を張った「直接行動」を取り、直接的に民意を反映させようと試みることはできないだろうか。辺野古の新基地、つまりは戦争への準備、加担を拒否すること、それが東アジアや世界の反戦運動、平和運動の連帯へとつながなければならない。

まう。やり方は色々あつて占拠というのは基本形だが、これは空間の創造を意味し、出発点になる。それがない運動はもはや社会運動とは呼べない。自己満足の世界で完結してしまふ。しかし、意外にも多くの人が理解していないものである。

さて、空間の次は時間である。学生いえども生活費に困窮しアルバイト三昧で忙しい人も多いだろう。勉強が本分の学生が勉強できずに生活の為にアルバイトに多くの時間を割く。つまりこれは時間が奪われている状態だといえる。であるならば、必要なのは学生に向けた社会保障か。あるいは支援なのか。もちろんそれも不可欠だが、本当

の勉強を知る事から、すなわち単語を覚えたり板書をノートに書き写したりといった単純な動作ではなく、生きること、楽しむこと、考えることが正にそれ

なのだ。そういうことは、例えば国会前で学べる。そこからアルバイト行つたついでいいし、自由に時間と空間を使い、他の人と共有することができる。学生

運動、何にも勝る勉強ではないか。自分自身が社会に流されず、遅く生きていく為に必要な訓練といった方がいいかもしれない。

以上、乱立した文章構成になつてしまったので簡単にまとめる。ここ最近の運動で足りない学生の先駆性及び直接行動を示唆し、空間と時間を作っていく

べきだと述べた。これでは具体性に欠けるので、それはまた次回述べさせていただくことにする。

寄稿 「憲法・戦争法制・安倍打倒」(1)

古在 潔

「安倍首相は息を吐くように嘘をつく」

これが『世界』2015年12月号の金子勝論文の書き出しである。続けて彼は「これほど公然とウソをつき、公約を軽んじている首相は珍しい」と。ただ、彼に嘘をついているという自覚があるのか、疑わしい。あれほどの惨敗(07年7月参院選・改選64議席から37議席に)を喫しても首相の座に居座つたが、二ヶ月後には「体調不良」で政権を投げ出した。12年の総選挙(民主自壊)で第2次安倍内閣として返り咲き、「戦後レジームからの脱却」とまともや豪語し、改憲をゴールに国家主義的再編(集団的自衛権も、日米同盟も彼にはそのための「道具」であろう)をひた走る以外に、

まともな政策も政権運営もして来なかった。卑屈なほどの「対米従属」然り、かの有名な「アングラコントロール」発言然りである。「安保法制」も「再稼働」も、米帝や国内ブルジョアジーの「要請・要求」に従うばかりか、「強い日本を取り戻す」ためには「イスラム国(IS)」とも闘うと口走るほどである。

安倍(行政府内閣)には憲法改正「発議権」はない!

安倍はポツダム宣言すら読まずに(「つまびらかに」などと気取つてはいたが)、どうやら憲法さえまともに読んでいないと思われる節が多々ある。もつとも読んでいても理解しているとは限らないのだが。

憲法前文は「そもそも国政は、

国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し……」と書かれてあるが、まさに、安倍に憲法を守らせること、これが「国民の義務」である。首相、閣僚は言うに及ばず、国家権力に連なるすべてものは、憲法を守らなければならない。

そして「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」(第一〇章(最高法規)の「第九九条」という条文は、通常「憲法順守義務」と呼ばれているものである。しかし、この条文でさえ安倍の手にかかると「総合的に判断して、憲法を改正することが、『憲法を尊重し擁護する』ことである」と言いかねない。

立法にせよ行政にせよ、そして司法にせよ、国会議員を始めとしてすべての公務員たちは、「勝手なことをやってはいけない!」と近代国民国家建設に当たって「憲法」が制定されたの

である。これが世に言う「立憲主義」である。まさに「権力」を縛る「掟」である。今春、「公務員」に就職したA君、あなたも辞令を貰ったとき、「憲法順守」を宣誓させられましたよね。

改憲出来ないなら「壊憲」だ!

2007年5月に安倍第1次内閣によって「改憲国民投票法」が制定されたが、安倍はボロボロの状態で政権を投げ出してしまった。次に民主党政権の「敵失」で返り咲いた第2次安倍内閣に於ける「三つの二条項」(第九十六条)に手を触れようとした。14年2月の安倍発言。「たった三分の一の国会議員が反対すること、(国民投票で)議論する機会を奪っている」と。さすが、これには与野党もあきれたようだ。そして常日頃、憲法などは意識していない多くの「国民」が、「戦争する、それともしない」という判断が迫られたとき、「改憲

が多数派を占めるのではないか、とびびつたとも言える(事実、各種世論調査では「改憲賛成」は過半数にほど近い)。

こうして安倍も「改憲」は難しいと悟つたのか、「解釈改憲」という自民党の「お家芸」に走つた。それもまず、「閣議決定」である(14年7月1日)。しかし、世界の果てまで自衛隊を派兵するなどは、どのような「解釈」をもつても無理である。安倍は「丁寧な説明」という「言葉」だけを乱発し、その実「憲法」そのものをぶつ壊しにかかった。

「朕は国家なり」ならぬ「私が憲法(解釈を決めるの)だ」と。「安倍のクーデタ」とか「アベドルフ」とかの批判が一斉に湧き上がった。極め付けが「アベ政治を許さない」であろう。

しかし安倍の「戦後レジームからの脱却」という壊憲策動に至る戯言は、米帝主導下での戦後世界秩序に対する二律背反の「妄想」でしかない。(続く)